

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボリビア	ベニ県及びバンド原村落地域飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の交換公文	ベニ県及びバンド原村落地域飲料水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	566,000千円 H28.6.30まで	H24.6.18 ラパスで (同日)	日本側 渡邊利夫在ボリビア大使 ア大使 ボリビア側 ダビッド・チヨケラソカ・セスベデス 外務大臣	H24.7.5 235号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。